

## 2.高砂市高砂地区住宅街等景観形成地区・高砂市高砂地区まちなか景観形成地区

### (1) 建築物等に関する基準

項 目	住宅街等景観形成地区	まちなか景観形成地区	両地区共通 工 作 物
	建 築 物		
位 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外壁は、道路、公園等の公共空間からできる限り後退するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外壁は、道路、公園等の公共空間からできる限り後退するものとする。</li> <li>●工業系、商業系の建築物は、緑地帯の設置等のため、敷地境界からできる限り後退するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周囲に与える突出感や違和感を軽減するような意匠とする。</li> <li>●基調となる色は、落ち着いた色彩とし、周囲の景観との調和に努める。</li> </ul>
外 壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共空間に面する立面は、壁面の仕上げ及び窓辺の演出等に工夫する。</li> <li>●基調となる色は落ち着いたものとし、派手な色を使用しない。</li> <li>●その範囲は、マンセル色票系において概ね次のとおりとする。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下</li> <li>②Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下</li> <li>③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</li> </ol> </li> </ul>		
屋 根	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原則として勾配屋根とする。</li> <li>●基調となる色は落ち着いたものとし、派手な色を使用しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●勾配屋根とするよう努める。</li> <li>●工業系、商業系等の建築物に設ける塔屋等についても建築物と一体となるようにするなど周辺景観に配慮する。</li> <li>●基調となる色は落ち着いたものとし、派手な色は使用しない。</li> </ul>	
外 構	<ul style="list-style-type: none"> <li>●垣、塀、柵等はできる限り低いものとし、植栽の併用等により潤いを高める。</li> <li>●法面・擁壁は、植栽、材質等により潤いを高める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●垣、塀、柵等は、植栽の併用等により潤いを高める。</li> <li>●法面・擁壁は、植栽、材質等により潤いを高める。</li> <li>●工業系、商業系の建築物は、敷地境界に生け垣等の緑地帯を確保することを基本とし、垣、塀、柵等を設ける場合にあっては、長区間にわたって単調で無機質な壁面が続かないよう周辺景観に配慮する。</li> </ul>	
建 築 設 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●空調機等は原則として建築物内に取り込むものとし、やむを得ず露出する場合にあっては、目立たない位置に設置するか、目隠しを設けるものとする。</li> <li>●屋上設備等は、ルーバーで覆うなど、極端な突出感及び乱雑な感じを与えない意匠とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●空調機等は原則として建築物内に取り込むものとし、やむを得ず露出する場合にあっては、目立たない位置に設置するか、目隠しを設けるものとする。</li> <li>●屋上設備等は、ルーバーで覆うなど、極端な突出感及び乱雑な感じを与えない意匠とする。</li> <li>●工業系、商業系の建築物において、給水管、ダクト等の壁面設備は、外壁面に露出させないように設置する。やむを得ず外部に露出する場合は、壁面と同色の仕上げを施したり、覆いを設けるなど周辺景観に配慮する。</li> </ul>	
掲 出 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>●規模・数量は必要最小限とする。</li> <li>●自家用広告物以外の掲出は控えるよう努める。</li> <li>●屋上広告物は設置しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●規模・数量は必要最小限とする。</li> <li>●自家用広告物以外の掲出は控えるよう努める</li> <li>●屋上広告物は控えるものとする。ただし、工業系、商業系の建築物でやむを得ず設置する場合は、必要最小限とし、周辺景観に配慮した形態、色彩、意匠等美観を害さないものとする。</li> </ul>	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●駐車場については、周辺の植栽に努めるとともに、車が停まっているときに潤いが感じられるよう場内の緑化等に配慮する。</li> <li>●車庫、自転車置場、倉庫、ごみ集積場等の付属施設は、目立たない位置に設置するほか、建物本体と調和した色、材質、形態とする。</li> </ul>		

### (2) 自動販売機に関する基準

項 目	住 宅 街 等 景 観 形 成 地 区
位 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように努めるものとする。</li> </ul>
意 匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業名、商品名等広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基調となる色彩については、建築物に付帯する場合は、当該建築物と調和した色彩とし、それ以外の場合は、けばけばしくないものとし、周囲の景観から突出しないものとする。</li> </ul>
そ の 他 設 置 の 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●複数機設置する場合は、乱雑とならないよう配置するものとする。</li> <li>●機能上支障ない程度に、周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。</li> </ul>